

○伊達市乳幼児等医療費の助成に関する条例

昭和48年10月 1 日

条例第29号

改正 昭和53年11月30日条例第36号
昭和59年 9 月27日条例第16号
平成 6 年12月26日条例第30号
平成 9 年 6 月25日条例第15号
平成10年 3 月26日条例第 9 号
平成12年 3 月29日条例第18号
平成12年12月20日条例第56号
平成13年 3 月27日条例第10号
平成14年 9 月27日条例第19号
平成16年 6 月23日条例第21号
平成17年12月22日条例第34号
平成18年 3 月22日条例第10号
平成18年 9 月25日条例第39号
平成20年 3 月24日条例第 2 号
平成20年 6 月16日条例第22号
平成21年 3 月19日条例第11号
平成24年 3 月21日条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、乳幼児等の保護者に対し、乳幼児等医療費の一部を助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、乳幼児等の保健の向上に資するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「乳幼児等」とは、12歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、乳幼児等の親権を行う者、後見人その他の者で現に乳幼児等を監護するものをいう。

3 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (4) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (5) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

(6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

4 この条例において「医療費」とは、第3条に規定する対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が医療保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）と当該疾病又は負傷について他の法令等の規定により国又は地方公共団体等の負担による医療に関する給付が行われたときの給付額とを合算した額が、当該医療に要する費用の額に満たないときに、その満たない額をいう。

5 この条例において「一部負担金」とは、規則で定める一部負担金をいう。

6 この条例において「基本利用料」とは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額をいう。

7 この条例において「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

8 この条例において「附加給付」とは、医療保険各法の規定により被保険者、組合員若しくは加入者の一部負担金に相当する額の範囲内において附加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により附加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法第43条第1項の規定により一部負担金の割合を減じられている場合には、当該減じられている割合に相当する額をいう。

（助成の対象者）

第3条 この条例により医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する世帯に属する乳幼児等又は国民健康保険法第116条の2の規定により本市が行う国民健康保険の被保険者とされた乳幼児等で、医療保険各法による被保険者又は被扶養者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除くものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている乳幼児等

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している乳幼児等

(3) 所得の額が規則で定める額以上である保護者（乳幼児等の生計を主として維持する者に限る。）に監護されている乳幼児等

（助成の範囲）

第4条 市長は、対象者に係る医療費から対象者の保護者が負担すべき一部負担金、基本利用料、食事療養標準負担額及び附加給付される額を控除して得た額を対象者の保護者に助成する。ただし、6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者にあつては、入院及び指定訪問看護に係る助成額に限り、保護者に助成する。

2 市長は、一部負担金及び基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。

(受給者証の交付申請)

第5条 対象者の保護者が、医療費の助成を受けようとするときは、申請書を市長に提出するものとする。

(受給者証の交付)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、医療費の助成を受けられる資格があると認めたときは、当該申請者に対し、受給者証を交付するものとする。

(受給者証の提示)

第7条 受給証の交付を受けた保護者は、医療保険各法に規定する保険医療機関、指定訪問看護事業者又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）で、その対象者（以下「受給者」という。）が医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に受給者証を提示するものとする。

(助成の方法)

第8条 医療費の助成は、市長がその額を保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。

2 市長は、特に必要であると認めたときは、前項の規定にかかわらず、受給者の保護者に支払うことにより行うことができる。

(資格の喪失)

第9条 受給者が、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日から受給資格を失うものとする。

(1) 第3条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 死亡したとき。

(届出の義務)

第10条 受給者の保護者は、当該受給者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 前条に該当するとき。

(3) 受給者に適用されている医療保険各法の種類、被保険者証、組合員証若しくは加入者証の記号若しくは番号又は保険者の名称若しくは住所に変更があったとき。

(損害賠償との調整)

第11条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において助成額の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第12条 この条例による助成を受ける権利は、これを他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の行為によってこの条例による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和48年10月1日から施行する。

(大滝村の編入に伴う経過措置)

2 大滝村の編入の日前に、大滝村乳幼児医療費助成事業に関する条例(平成6年大滝村条例第16号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(昭和53年11月30日条例第36号)

この条例は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則(昭和59年9月27日条例第16号)

この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則(平成6年12月26日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。

(標準負担額に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から平成8年9月30日までの間は、この条例による改正後の伊達市乳幼児医療費の助成に関する条例第4条中「標準負担額」とあるのは、「600円(健康保険法第43条の17第2項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額)」とする。

附 則(平成9年6月25日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月26日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行し、平成10年1月1日から適用する。

附 則(平成12年3月29日条例第18号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月20日条例第56号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年3月27日条例第10号)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第3条第3号の改正規定は、平成13年10月1日から施行する。

2 平成13年3月31日以前にこの条例による改正前の伊達市乳幼児医療費の助成に関する条例第3条

の規定により受給資格を有していた者に係る助成については、この条例による改正後の伊達市乳幼児医療費の助成に関する条例第3条第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成14年9月27日条例第19号）

（施行期日等）

この条例は、平成14年10月1日から施行し、施行日前に受けた医療にかかる医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成16年6月23日条例第21号抄）

（施行期日）

- 1 この条例中第1条（中略）の規定は平成16年10月1日（中略）から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成17年12月22日条例第34号）

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成18年3月22日条例第10号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月25日条例第39号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日条例第2号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月16日条例第22号）

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月19日条例第11号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月21日条例第3号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。